

措置入院指定病院の基準の一部改正に関する委員会見解

平成 30 年 11 月 18 日

日本精神神経学会 精神保健福祉法委員会

委員長 太田順一郎

【はじめに】

厚生労働省は、平成 30 年 2 月 8 日に「精神保健および精神障害者福祉に関する法律（以下精神保健福祉法）第 19 条 8 の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件」として、「今般、長期入院の精神障害者の地域移行を進める中で、外来患者数の増加が予想されることを踏まえ、指定病院告示を改正し、指定病院における医師 1 人当たりの外来患者の標準を 40 人から 80 人に改めることとする」との改正案を提出し、同年 3 月 22 日付で厚生労働大臣告示が出されました。

措置入院の在り方を改正点の一つとしている精神保健福祉法の改正が膠着した時期に、突然出されたこの指定病院の条件緩和について、当学会としては以下の点から改正に対して異議を唱えます。

【今回の改正に反対する根拠】

1. 本人の同意が得られない非自発的入院、特に措置入院の医療においては、人権の尊重、医療の質の担保という観点から、他の診療科と同等あるいはそれ以上の医師配置が求められます。さらに本年 4 月に厚生労働省から「措置入院の運用に関するガイドライン」が出され、今後措置入院に関して地域格差のない手厚い医療福祉サービスの提供を目指す方向にあります。そのような流れの中でこの条件緩和により、医師一人当たりの外来患者数が増加し、措置入院患者のための診療時間が短くなるのではないかと危惧されるところであり、今回の改正は措置入院患者の人権確保、措置入院医療の質の確保という観点からみて時代の要請に逆行するものであると考えます。
2. 今回の改正は外来患者の増加に伴う相対的な医師確保困難が理由とされていますが、その解決を安易な条件緩和施策に求めているように感じられます。医師確保の問題は、精神病床配置偏在の是正、精神科医の偏在是正など精神医療提供体制の抜本的な改善による解決を目指すべきだと思います。
3. 今回の改正にあたって、見直しの根拠となる実証的なデータや有識者等による検討の経過等が一切明らかにされておられません。これまでの指定病院告示にある医師 1 人当

たりの外来患者数 40 名でなにか問題が生じているのか、また 80 名に増やすことでどのようなメリットが生じるのかなど、データに基づいた根拠を明示し、検討した上で改正すべきと思われます。

以上 3 点により今回の法の規定に基づき厚労大臣の定める基準の一部改正について異議を唱え、今後の精神保健福祉法の改正時にもう一度その妥当性について検討すべきであると考えます。